

令和3年11月22日

関係各位

公益財団法人日本拳法会
代表理事 茂野 直久

かねてより山本隆造、藤川義人、肥田玄三 3 氏に対して「日本拳法会」の名称使用をやめるよう求めていたところ、11 月 19 日、大阪地方裁判所より 3 氏に対して「日本拳法会」の名称使用を禁止する命令が下りました。

審理の中で、3 氏は、茂野会長の金銭疑惑や独断・専制性、自分達の仕組んだ選挙の正当性等、あらゆる限りのことを主張しましたが、裁判所は一切取り上げることなく、「自分達が正当である」との主張にも「不正の目的」と認めました。これで、公益財団法人日本拳法会が正当な日本拳法会であると認められたこととなります。

11 月 22 日現在、3 氏は、裁判所の命令に従わず「日本拳法会」の名称を使い続けています。

公益財団法人日本拳法会は、3 氏に対し、「日本拳法会」を名乗ることを直ちにやめるよう求め、修法者を困惑させる行いをやめるよう求めます。

また、昇段級審査会に於いて既に山本氏主催の審査会に間違っ て申し込みをし、受験料を払っている場合には振り込んだ資料を提示してもらえば当方での審査料は無料と致します。

その場合、締め切りは 11/28 到着まで延長します。

決定文の抜粋を次ページに示します。